

美浜町高齢者福祉計画 第7期介護保険事業計画

計画策定の背景・計画の期間

- 平成 29（2017）年9月 30 日現在、本町の高齢化率は 29.4%となっており、今後は介護・医療費の増加や認知症を患う高齢者の増加、介護者への負担増大等、高齢化の進行に伴う問題がますます深刻になっていくことが予想されます。
- 今後は、団塊の世代が全て後期高齢者となる平成 37（2025）年を見据え、地域包括ケアシステムを深化していくとともに、「美浜町高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」から導入された介護予防・日常生活支援総合事業を推進することで、だれもが地域で助け合い、支え合って生きていける「地域共生社会」の実現に向けた取組が必要となります。
- このような状況を踏まえ、本町では、高齢者福祉事業や介護保険事業に係る施策を推進していくために、「美浜町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」（以下、「本計画」）を策定します。
- 本計画の計画期間は、平成 30（2018）年度から平成 32（2020）年度までの3年間です。

計画の基本理念・基本目標

- 本計画の基本理念・基本目標を以下の通り定めます。

住み慣れた地域で支え合い
いきいきと暮らせるまちをめざして
～地域包括ケアシステムの深化～

基本目標 1 みんなで支える地域づくり＜重点施策＞

基本目標 2 生きがいつくりと介護予防の推進

基本目標 3 介護保険事業の充実

基本目標 4 高齢者のための安全安心なまちづくりの推進

計画の内容

基本目標1 みんなで支える地域づくり<重点施策>

- 本町では、高齢者数の増加が見込まれており、医療、介護、住まい、日常生活の支援等、包括的に高齢者を支援する仕組みづくりが喫緊の課題となっています。
- 本計画では、地域包括ケアシステムの深化や医療、介護の分野を超えた連携、認知症に係る施策の推進、高齢者を介護している家族への支援等、高齢者をみんなで支える地域づくりを進めます。

重点施策①

地域包括ケアシステムの深化

- 地域包括ケアシステムの深化のため、「美浜町地域包括ケアシステム推進協議会」を中心に位置づけます。また、推進協議会の下部組織に配置した「在宅医療・介護連携部会」「生活支援サービス強化部会」「介護予防強化部会」「認知症地域支援検討会」「認知症初期集中支援チーム」で個別の施策を検討していきます。

重点施策②

在宅医療・介護連携の推進

- 知多半島医療圏保健医療計画との整合性を図り、在宅医療・介護連携を推進します。
- 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、多職種協働による在宅医療・介護連携の推進に取り組みます。また、「在宅医療・介護連携部会」を中心として、医療機関、地域包括支援センター、介護保険事業所間の連携を図り、在宅医療・介護の提供体制を整備します。

- (ア) 地域の医療・介護資源の把握
- (イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の協議
- (ウ) 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築
- (エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援
- (オ) 在宅医療・介護連携支援に関する相談
- (カ) 在宅医療・介護関係者の研修の実施
- (キ) 地域住民への普及啓発
- (ク) 近隣医療機関等や近隣市町との連携



重点施策③

生活支援・介護予防サービスの充実

- 高齢者の地域の担い手への活用を促進するとともに、協議体を設置し、住民、NPO、民間企業等による、支え合いの体制づくりの検討を進めます。

- ① 生活支援サービス強化部会
- ② 介護予防強化部会
- ③ 生活支援コーディネーターの配置
- ④ 協議体の設置



重点施策④

認知症施策の推進

- 認知症になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症の高齢者と介護する家族を支えるため、地域の医療・介護・福祉の関係機関と連携を図ります。

- ① 認知症初期集中支援チーム
- ② 認知症地域支援推進員
- ③ 認知症地域支援検討会
- ④ 認知症迷い人 SOS 情報ネットワーク事業の普及
- ⑤ 認知症家族への支援
- ⑥ 認知症サポーターフォローアップ講座の開催
- ⑦ 認知症おたすけブック（認知症ケアパス）による普及啓発



重点施策⑤

地域ケア会議の充実

- 地域ケア会議の開催により、高齢者支援に係る関係機関や専門家間での連携を強化します。地域ネットワークの構築や高齢者の自立に資するケアマネジメント支援、地域課題の把握等を行います。

基本目標 2 生きがいづくりと介護予防の推進

- 本町では、健康増進を目的として、高齢者の生きがいづくりへつながる事業を推進しています。また、介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、介護予防や重度化防止に努めています。
- 本計画でも「生涯活躍のまち」の実現のため、引き続き介護予防や生きがいづくりに係る施策を推進します。

基本目標 3 介護保険事業の充実

- 本町では、更なる高齢化の進行が予想されており、町民のニーズに基づいた介護保険サービスの提供やサービス提供体制の整備等、適切な介護保険事業の運営がこれまで以上に求められています。
- 本計画でも引き続き、介護保険事業の充実を図り、支援が必要な高齢者へ適切なサービスが提供できるよう、体制の整備を行います。



基本目標 4 高齢者のための安全安心なまちづくりの推進

- 本町では、高齢者が安全安心に地域で生活を送ることができるよう、高齢者福祉に係る様々な施策を展開してきました。
- 本計画では、高齢者への生活支援の充実を図り、安全安心なまちづくりを推進します。

保険料の設定

- 本計画期間中の保険料基準額は以下の通りです。平成 37（2025）年度を見据えて、本計画期間中の保険料を設定しました。

	月額	年額
第7期保険料基準額	5,100 円	61,200 円

- 本計画期間中の各所得段階別介護保険料は以下の通りです。

段階	基準額に対する割合	年額	対象者
第1段階	0.50 (0.45) ※	30,600 円 (27,500 円) ※	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で本人及び世帯全員が町民税非課税の人 本人及び世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人
第2段階	0.75	45,900 円	本人及び世帯全員が町民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 120 万円以下の人
第3段階	0.75	45,900 円	本人及び世帯全員が町民税非課税で、第1段階、第2段階に該当しない人
第4段階	0.90	55,000 円	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は非課税の人で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の人
第5段階	1.00	61,200 円	世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は非課税の人で、第4段階に該当しない人
第6段階	1.20	73,400 円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円未満の人
第7段階	1.30	79,500 円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 120 万円以上 200 万円未満の人
第8段階	1.50	91,800 円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 200 万円以上 300 万円未満の人
第9段階	1.70	104,000 円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 300 万円以上 400 万円未満の人
第10段階	1.80	110,100 円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 400 万円以上 600 万円未満の人
第11段階	1.90	116,200 円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 600 万円以上 800 万円未満の人
第12段階	2.00	122,400 円	本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が 800 万円以上の人

※ ()内は、公費負担による保険料軽減後の数値です。

美浜町高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画

発 行 : 美浜町
 編 集 : 厚生部福祉課高齢介護係
 住 所 : 〒470-2492
 愛知県知多郡美浜町大字河和字北田面 106 番地
 T E L : 0569-82-1111 (代表)
 F A X : 0569-83-0755 (福祉課)
 U R L : <http://www.town.aichi-mihama.lg.jp/>
 発行年月日 : 平成 30 年 3 月